

○保管金の預金口座による受入れ等に関する事務の取扱いについて

平成28年9月30日

経監第1304号

高等長官、地方・家庭所長あて経理局長通達

改正 平成29年6月29日経監第891号

平成30年9月18日経監第1208号

標記の事務の取扱いについては、保管金の取扱いに関する法令、規程及び他の通達の定めるところによるほか、下記によってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 預金口座の設置等

1 預金口座の設置

高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所は、次に掲げる保管金（以下「保管金」という。）を受け入れるものとして、預金口座を置くことができる。

(1) 裁判所の事件に関する保管金（平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」に定めるもの）

(2) 執行官の事件に関する保管金（平成4年9月25日付け最高裁民三第270号民事局長、経理局長、総務局長通達「執行官の事件に関する保管金の取扱い等について」に定めるもの）

2 預金口座を開設する金融機関の指定

預金口座を開設する銀行その他の金融機関（以下「口座銀行」という。）は、高等裁判所にあっては高等裁判所事務局長、地方裁判所、家庭裁判所（裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号。以下「会計規程」という。）第2条に定める本官設置家裁を除く。）及び会計規程第2条に定める分任官設置簡裁にあっては地方裁判所長、会計規程第2条に定める本官設置家裁にあっては家庭裁判所長（以下「高裁事務局長等」という。）が当該口座銀行と必要な申合せをした上で指定する。

3 口座銀行の指定の基準

口座銀行の指定は、次に掲げる基準による。

(1) 裁判所の保管金を取り扱う日本銀行（以下「保管金取扱店」という。）が本店又は支店である場合には、その本店又は支店との間に当座取引のある銀行（銀行法

(昭和56年法律第59号) 第2条に規定する銀行をいう。以下同じ。) 又は金庫(信
用金庫法(昭和26年法律第238号)第4条に規定する免許を受けた金庫をいう。以
下同じ。)のうち、当該裁判所の属する管轄区域内において日本銀行代理店の事務
を取り扱う店舗を有する銀行又は金庫とする。

(2) 保管金取扱店が代理店である場合には、その代理店の事務を取り扱う銀行又は金
庫とする。ただし、当該代理店以外の銀行が、日本銀行国庫金取扱規程(昭和22年
大蔵省令第93号)第2条の2に規定するところにより、裁判所に派出して保管金の
収納を取り扱う場合には、当該派出元の銀行とすることができる。

4 預金口座の開設

歳入歳出外現金出納官吏(以下「出納官吏」という。)は、高裁事務局長等が指定
する口座銀行に、次に定めるところにより、預金口座を開設する。

- (1) 預金口座の種別は、当座勘定預金口座とする。
- (2) 口座名義人は、「○○裁判所歳入歳出外現金出納官吏官職氏名」とする。
- (3) 口座名は、別表第1のとおりとし、口座銀行に対して簡略使用の届出をする。
- (4) 使用する印鑑は、出納官吏の公印とする。

5 取引関係の通知等

- (1) 出納官吏は、預金口座の開設に当たって、口座銀行の定める当座預金印鑑票等又
は別紙様式第1の取引関係通知書及び印鑑票を口座銀行に送付する。
- (2) (1)に定める取引関係通知書等を送付した後に当該通知事項に変更を生じた場合に
は、出納官吏は、直ちにその旨を口座銀行に通知する。

6 預金口座の使途

預金口座は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第3条ただし書に規定
する保管の形態として、次に掲げる場合に用いる。

- (1) 当事者その他の関係人が保管金を提出すべき場合において、預金口座に振り込
んで提出するとき。
- (2) 出納官吏が口座銀行から組戻依頼の通知を受けた場合において、出納官吏から口
座銀行に対して承諾の通知をして、口座銀行において預金口座から振込金を組み戻
すとき。
- (3) 出納官吏の依頼に基づき、口座銀行が保管金取扱店の保管金口座に当該保管金を
払い込む場合において、預金口座から所要額を払い出すとき。
- (4) 出納官吏が口座銀行に小切手の取立てを委託した場合において、口座銀行におい

て小切手の金額を預金口座に振り込み、その取扱手数料を預金口座から引き落とすとき。

第2 保管金の受入れ及び払込み

1 預金口座への振込みによる保管金の提出

保管金を提出すべき当事者その他の関係人（以下「提出者」という。）は、裁判手続の性質に反しない限り、口座銀行の預金口座に振り込んで保管金を提出することができる。

2 振込手続の説明

(1) 係書記官及び執行官（以下「係書記官等」という。）は、提出者に対して保管金の提出を指示する際、提出者が希望しない場合を除いて、あらかじめ保管金提出書とともに別紙様式第2の「振込依頼書（兼入金伝票）」、「保管金受入手続添付書」及び「振込金（兼手数料）受取書」（以下「振込依頼書等」という。）を交付して、預金口座への振込手続を説明する。

(2) 振込依頼書等を交付するに当たっては、「振込先金融機関」、「口座番号」及び「口座名（漢字及びフリガナ）」が正確かつ明瞭に記載されていることを確認した上で、次の措置を執る。

ア 「振込依頼番号」に、保管金を提出すべき事件の受付年度、別表第2に定める振込符号及び事件の受付番号を記載する。

イ 「金額」に、保管金提出書の「金額」と同一の金額を記載する。

(3) 提出者が複数の保管金を一括して預金口座に振り込んで提出する場合には、係書記官等は、別紙様式第3の振込金内訳書を交付するとともに、提出者において次の措置を執るよう留意を促す。

ア 振込依頼書等の「振込依頼番号」及び「金額」は、提出者が記載するものとし、「振込依頼番号」には複数の保管金のうちの1件の番号を記載し、その右の「備考」には残る件数を含む納付件数を「全何件分」と記載し、「金額」には一括して振り込む金額の合計額を記載すること。

イ 保管金提出書を提出するに当たっては、振込金の内訳を明らかにするものとして、振込金内訳書に所要の事項を記載し、その上部余白に保管金受入手続添付書（以下「受入添付書」という。）をはり付けた上、保管金提出書に添付すること。

3 振込入金の通知等に関する事務

- (1) 出納官吏は、提出者が保管金相当額の現金を預金口座に振り込んで入金した場合には、口座銀行から振込入金の事実を特定するために必要な事項について書面で通知を受ける。
- (2) (1)の通知に代えて、出納官吏と口座銀行との間でファクシミリ・サービス等の特約をする場合には、出納官吏は、当該サービス等の約款に基づいて必要な連絡を受ける。

4 保管金の受入確認に関する事務

- (1) 提出者が保管金を預金口座に振り込んだ後、出納官吏に保管金提出書を提出する場合には、出納官吏は、次に掲げる書類を添付させる。
 - ア 提出者が振込みを依頼した金融機関の「取扱店領收印」のある受入添付書
 - イ 提出者が提出すべき複数の保管金を一括して預金口座に振り込んだ場合には、2の(3)の振込金内訳書
- (2) 提出者から保管金提出書とともに受入添付書等が提出された場合には、出納官吏は、直ちに3の(1)の通知書又は(2)の連絡書（以下「入金連絡書」という。）と対査照合し、保管金として受け入れるべきものであることを確認した上、次の措置を執る。
 - ア 保管金提出書及び保管票の「受入年月日」に保管金の受入れを確認した年月日を記載するとともに、その記載の下に振込入金の年月日を朱書する。
 - イ 受入添付書の欄外余白に受入確認の旨、確認年月日及び保管金提出書進行番号を記載し、進行番号の順に編てつして別に保管する。

5 保管金口座への払込みに関する事務

- (1) 出納官吏は、保管金としての受入れを確認した場合には、口座銀行に対して速やかに預金口座から保管金取扱店の保管金口座への払込みを依頼し、口座銀行において払い込むものとする。
- (2) 口座銀行に対する払込みの依頼は、次の要領で行う。
 - ア 口座銀行に対して保管金払込書（保管金払込事務等取扱規程（昭和26年大蔵省令第30号）第1号書式）に自己渡しの当座小切手を添えて提出する。
 - イ 提出に当たっては、当座小切手等送付簿を備え置き、口座銀行の受領者から授受関係を証するのに必要な受領印を受ける。

6 当座預金出納簿の備置き等に関する事務

出納官吏は、別紙様式第4の当座預金出納簿を備え置き、当座預金出納簿及び保管

金現金出納簿に次のとおり記載する。

- (1) 3の(1)又は(2)に定めるところにより、口座銀行から預金口座に振込入金があつた旨の通知又は連絡を受けた場合には、当座預金出納簿に当日の入金額を記載する。
- (2) 4の(2)に定めるところにより、出納官吏が保管金としての受入れを確認した場合には、現金による提出があつたものとして当座預金出納簿に当日の受入額を記載し、併せて保管金現金出納簿に受入れの記載をする。
- (3) 5に定めるところにより、口座銀行に対し保管金口座への払込みを依頼した場合には、手元保管の現金（裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号。以下「会計規程」という。）第27条ただし書）を保管金口座に払い込んだものとして、当座預金出納簿に当日の払込額を記載するとともに、保管金現金出納簿に保管金口座への預入れの記載をする。
- (4) 当日の入金額から払戻額を控除した残額がある場合には、当座預金出納簿に預金残高（前日から繰り越した額がある場合には、その額を加えた額）を記載する。
- (5) 当日の受入額から払込額を控除した残額がある場合には、手元現金として保管するものとして、当座預金出納簿にその残高（前日から繰り越した額がある場合には、その額を加えた額）を記載する。
- (6) (4)の残高から(5)の残高を控除した残額がある場合には、保管金としての受入れが確認未済のものとして、当座預金出納簿にその額（前日から繰り越した額がある場合には、その額を加えた額）を記載する。

第3 振込金の組戻し

1 組戻しの事由

振込金の組戻しは、次に掲げる事由のある場合に認める。

- (1) 提出者が保管金を提出すべき裁判所を誤って預金口座に振り込んだこと。
- (2) 出納官吏が口座銀行に対して保管金口座への払込みを依頼する前に、裁判手続の申立ての撤回、取下げ等により、保管金の提出の必要がなくなったこと。
- (3) その他組戻しを相当とする事情があること。

2 組戻しの手続

預金口座から振込金を組み戻す場合には、次の手続による。

- (1) 提出者は、振込みを依頼した金融機関（仕向銀行）に振込金受取書を添えて組戻しの依頼をする。

- (2) 組戻依頼を受けた仕向銀行から口座銀行にその旨の連絡があった場合には、口座銀行は、直ちに出納官吏に通知し、出納官吏は、書面によってその通知を受ける。
- (3) 出納官吏は、口座銀行から(2)の通知を受けた場合には、振込金返還請求者から別紙様式第5の振込金返還請求書及び受入添付書の提出を求め、その写しを係書記官等又は事件係に送付する。
- (4) 係書記官等又は事件係は、1に掲げる事由の有無を確認し、その結果を出納官吏に書面で通知する。
- (5) 出納官吏は、(4)の通知の結果に基づいて、口座銀行に対して組戻しの承諾の有無を通知する。この場合において、組戻しを承諾するときは、別紙様式第6の振込金組戻承諾書を送付し、速やかに組戻手続がとられるよう依頼する。

第4 不動産競売事件の買受申出保証金に関する特例

- 1 民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第48条に規定する保証の取扱い
 - (1) 執行官は、民事執行規則第48条に規定する保証（以下「保証」という。）を提出する者に対しては、保管金提出書に代わる別紙様式第7の入札保証金振込証明書（以下「振込証明書」という。）及び振込依頼書等を交付し、次に掲げる事項について留意を促す。
 - ア 提出の方法は、預金口座に振り込む方法に限られること。
 - イ 金融機関への振込依頼には、第2の2の(1)に定める振込依頼書等を用い、振込証明書に受入添付書（原本）をはり付けて提出すること。
 - ウ 振込依頼書等の「振込依頼番号」及び「金額」は、保証を提出する者において記載し、「振込依頼番号」には買受けを申し出ようとする不動産競売事件の事件番号を、「金額」には申出の保証額を記載すること。
 - (2) 保証を提出する者が執行官に対して振込証明書に受入添付書をはり付けて提出した場合には、執行官は、送付簿によって直ちに出納官吏に引き継ぐ。
 - (3) 出納官吏は、執行官から振込証明書の送付を受けた場合には、第2の4の(2)及び5に定めるところにより、直ちに保証としての受入れを確認した上、口座銀行に払込みの手続を行い、振込証明書に振込済みの旨を表示し、その写しを執行官に送付する。この場合において、保管票の作成を要しない。
 - (4) 開札の結果保証を返還すべき場合には、係書記官は、(3)の振込証明書の写しにより出納官吏に対して払出通知を行い、振込証明書の「保証金の返還請求」に振込みによる払渡しの請求の意思が表示されている場合には、出納官吏は、速やかに保管

金口座から保証金払渡請求権者の指定する預金口座に振り込んで払い渡す。

- 2 民事執行規則第40条第1項第2号又は第3号に掲げる小切手の取扱い
出納官吏は、執行官から民事執行規則第40条第1項第2号又は第3号に掲げる小切手（以下「小切手」という。）を受けた場合には、次の要領で取り扱う。
- (1) 小切手の振出金融機関の名称、小切手番号等その内容を表示した保管金提出書によって受け入れる。
 - (2) 保管金現金出納簿への記載その他の取扱いは、現金扱いとし、当該小切手は、速やかに口座銀行に送付し、小切手の取立て及び預金口座への入金を委託する。
 - (3) 取立てを委託した小切手が隔地交換決済のために取立て手数料を要する場合には、口座銀行において取立て後に預金口座から取立て手数料額を引き落とすものとし、この旨の通知を文書によって受ける。
 - (4) 口座銀行から(3)に定める引落しの通知を受けた場合には、速やかに係書記官にその通知書の写しを送付し、係書記官から保管票による小切手の取立て手数料の払出通知を受ける。
 - (5) 当該小切手が不渡りとなった場合には、直ちに係書記官に当該小切手の内容、不渡事由及び保管金提出書の進行番号を通知し、係書記官から保管票による受入れの取消通知を受ける。

第5 当座預金に関する日計表の検閲等に関する取扱い

1 日計表の検閲に関する取扱い

- (1) 出納官吏は、預金口座への振込入金、保管金としての受入れ、保管金口座への払込みの依頼等の事由があった場合には、保管金受払日計表（会計規程第30条）に当座預金受払日計表及びその証拠書類を添付して、検閲者の検閲を受ける。
- (2) 当座預金受払日計表には、第2の6に定める当座預金出納簿の取扱いの例に従い、「預金」の收支並びにその内訳として「確認済額」及び「確認未済額」の收支又は増減の結果を記載する。
- (3) 保管金受払日計表の「受入」の「（現金）」及び「（預金）」並びに「翌日への繰越額」の「（現金）」には、当座預金受払日計表の「確認済額」の收支の結果をそれぞれ加えて計上する。

2 検査に関する取扱い

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第116条及び会計規程第31条に規定する検査員は、次の要領で検査する。

ア 口座銀行に対し預金口座の現金現在高証明又は当座勘定照合表等を請求し、検査の日における預金現在高の確認をする。

イ 次に掲げる書類等を精査し、預金の現金現在高と照合する。

(ア) 口座銀行からの入金連絡書

(イ) 保管金提出書及び受入添付書並びに期間入札の保証については振込証明書

(ウ) 口座銀行に送付した保管金払込書の原符（保管金払込事務等取扱規程第1号書式）及び自己渡しの当座小切手の原符並びに当座小切手等送付簿

(エ) 当座預金受払日計表及び当座預金出納簿

(オ) 保管金受払日計表及び保管金現金出納簿

(2) 検査報告書（平成30年9月18日付け最高裁経監第1204号経理局長通達「裁判所会計事務規程に基づく日計の検閲等に関する取扱いについて」別紙様式）及び歳入歳出外現金定期検査書（平成7年3月30日付け最高裁経監第34号経理局長通達「収入金定期検査書等の様式について」別紙様式第3）の記載は、1の(3)の例による。

付 記

1 実施

この通達は、平成28年10月1日から実施する。

2 経過措置

次に掲げる事件については、なお従前の例による。

(1) 和議事件

(2) 人事訴訟法（平成15年法律第109号）の施行の際現に係属している人事訴訟事件又はその目的と同一の身分関係の形成若しくは存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟事件であって地方裁判所に訴えが提起されたもの

(3) 平成20年12月15日前に少年法の一部を改正する法律（同年法律第71号）による改正前の少年法（昭和23年法律第168号）第37条第1項の規定により公訴の提起があつた成人の刑事事件

(4) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第26条第4項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件

付 記（平成29年6月29日経監第891号）

この通達は、平成29年7月1日から実施する。

付 記（平成30年9月18日経監第1208号）

この通達は、平成30年10月1日から実施する。

(別表第1)

預金口座を設置する裁判所	口座名(簡略使用の表記)	
	漢字	フリガナ
高等裁判所本庁	〇〇高裁	〇〇コウサイ
知的財産高等裁判所	知財高裁	チザイコウサイ
高等裁判所支部	〇〇高裁△△支部	〇〇コウサイ△△シブ
地方裁判所本庁 (家庭裁判所本庁) (注1) (簡易裁判所)	〇〇地裁	〇〇チサイ
地方裁判所支部 (家庭裁判所支部) (注1) (簡易裁判所)	〇〇地裁△△支部	〇〇チサイ△△シブ
家庭裁判所本庁	〇〇家裁	〇〇カサイ
家庭裁判所支部	〇〇家裁△△支部	〇〇カサイ△△シブ
簡易裁判所 (注2) (家庭裁判所出張所) (注1)	〇〇簡裁	〇〇カンサイ
家庭裁判所出張所	〇〇家裁△△出張所	〇〇カサイ△△シュッチョウシヨ

(注)

- 1 会計規程第2条に定める本官設置家裁を除く家庭裁判所
- 2 会計規程第2条に定める分任官設置簡裁

(別表第2)

第1 裁判所の事件に関する振込符号

1 民事事件

事件の種別	記録符号			振込符号		
	簡裁	地裁	高裁	簡裁	地裁	高裁
和解事件	イ			イ		
督促事件	ロ			ロ		
通常訴訟事件	ハ	ワ	ワ	ハ	ワ	ワ

手形訴訟事件及び小切手訴訟事件	手ハ	手ワ		テハ	テワ	
少額訴訟事件	少コ			シコ		
少額訴訟判決に対する異議申立て事件	少エ			シエ		
再審事件	ニ	カ	ム	ニ	カ	ム
控訴提起事件	ハレ	ワネ		ハレ	ワネ	
控訴事件		レ	ネ		レ	ネ
少額異議判決に対する特別上告提起事件	少テ			シテ		
飛躍上告提起事件	ハツ	ワオ		ハツ	ワオ	
上告提起事件		レツ	ネオ		レツ	ネオ
上告事件			ツ			ツ
特別上告提起事件			ツテ			ツテ
抗告提起事件	ハソ	ソラ		ハソ	ソラ	
抗告事件		ソ	ラ		ソ	ラ
特別抗告提起事件			ラク			ラク
飛躍上告受理申立て事件		ワ受			ワシ	
上告受理申立て事件			ネ受			ネシ
許可抗告申立て事件			ラ許			ラキ
公示催告事件	ヘ	ヘ		ヘ	ヘ	
保全命令事件	ト	ヨ		ト	ヨ	
共助事件	キ	エ		キ	エ	
仲裁関係事件		仲			チユ	
民事雑事件	サ	モ	ウ	サ	モ	ウ
民事一般調停事件	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
宅地建物調停事件	ユ	ユ	ユ	ユ	ユ	ユ
商事調停事件	メ	メ	メ	メ	メ	メ
農事調停事件	セ	セ	セ	セ	セ	セ
鉱害調停事件	ス	ス	ス	ス	ス	ス
交通調停事件	交	交	交	コツ	コツ	コツ
公害等調停事件	公	公	公	コカ	コカ	コカ
特定調停事件	特ノ	特ノ		トノ	トノ	

少額訴訟債権執行事件	少ル			シル		
過料事件	ア	ホ		ア	ホ	
民事非訟事件		チ			チ	
商事非訟事件		ヒ			ヒ	
借地非訟事件	借	借チ		カリ	カチ	
罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收 不動産に関する借地借家臨時処理事件		シ			シ	
配偶者暴力等に関する保護命令事件		配チ			ハチ	
労働審判事件		労			ロウ	
事情届に基づいて執行裁判所が実施する 配当等手続事件		リ			リ	
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機 械及び小型船舶に対する強制執行事件		ヌ			ヌ	
債権及びその他の財産権に対する強制執 行事件		ル			ル	
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機 械及び小型船舶を目的とする担保権の実 行としての競売等事件		ケ			ケ	
債権及びその他の財産権を目的とする担 保権の実行及び行使事件		ナ			ナ	
財産開示事件		財チ			サチ	
執行雑事件	サ	ヲ	ウ	サ	ヲ	ウ
企業担保権実行事件		企			タン	
破産事件		フ			フ	
再生事件		再			サイ	
小規模個人再生事件		再イ			サシ	
給与所得者等再生事件		再ロ			サロ	
会社更生事件		ミ			ミ	
承認援助事件		承			エン	
船舶所有者等責任制限事件		船			フネ	

油濁損害賠償責任制限事件	油			アフ	
簡易確定事件	集			シユ	
人身保護事件	人	人ナ		ヒト	ヒナ
人身保護雑事件	人モ	人ウ		ヒモ	ヒウ

2 刑事事件

事件の種別	記録符号			振込符号		
	簡裁	地裁	高裁	簡裁	地裁	高裁
公判請求事件	ろ	わ	の	ケロ	ケワ	ケノ
控訴事件			う			ケウ
刑事損害賠償命令事件		損			ケソ	
刑事雑事件	る	む	て	ケル	ケム	ケテ

3 行政事件

事件の種別	記録符号			振込符号		
	簡裁	地裁	高裁	簡裁	地裁	高裁
訴訟事件		行ウ	行ケ		キウ	キケ
再審事件		行オ	行ソ		キオ	キソ
控訴提起事件		行ヌ			キヌ	
控訴事件			行コ			キコ
飛躍上告提起事件及び上告提起事件		行エ			キエ	
上告提起事件			行サ			キサ
特別上告提起事件			行シ			キシ
抗告提起事件		行カ			キカ	
抗告事件			行ス			キス
特別抗告提起事件			行セ			キセ
飛躍上告受理申立て事件		行ネ			キネ	
上告受理申立て事件			行ノ			キノ
許可抗告申立て事件			行ハ			キハ
共助事件	行ア	行キ		キア	キキ	
雑事件	行イ	行ク	行タ	キイ	キク	キタ

4 家庭事件

事件の種別	記録符号	振込符号
家事審判事件	家	イエ
家事調停事件	家イ	カイ
人事訴訟事件	家ホ	カホ
通常訴訟事件	家ヘ	カヘ
子の返還申立事件	家ヌ	イヌ
家事抗告提起事件	家ニ	カニ
民事控訴提起等事件	家ト	カト
再審事件	家チ	イチ
保全命令事件	家リ	イリ
家事共助事件	家ハ	カハ
家事雑事件	家ロ	カロ

第2 執行官の事件に関する振込符号

事件の種別	記録符号	振込符号
平成9年3月13日付け最高裁民三第125号 事務総長依命通達「執行官の事務に関する記録及び帳簿の作成及び保管並びに現況調査の手数料の加算の基準について」 別表第1（以下「別表第1」という。）に定める1及び2の事件	執イ	シイ
別表第1に定める3から13までの事件	執ロ	シロ
別表第1に定める14から16までの事件	執ハ	シハ

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

株式会社〇〇銀行(△△支店) 御中

〇〇地方裁判所(△△支部)

〇〇家庭裁判所(△△支部)

△△簡易裁判所

歳入歳出外現金出納官吏

裁判所事務官

印

取引関係通知書

〇〇地方裁判所(△△支部)裁判所事務官何某は、本日付けをもって、貴店との間に当座勘定預金に関する取引を開始するので、通知します。

(理由)

(付記)

裁判所保管金			振込依頼書(兼入金伝票)			科 目		
ご依頼日 平成 年 月 日			電 信 极			手数料		
振込先 銀行 金庫 店			金額			十億 百万 千 円		
預金種目 当座 口座番号								
受取人 口座名	(フリガナ)			現金 内訳				
	(漢字)							
	(振込依頼番号)							
年度 符号 番号						備考 一括納付(全件分)		
ご依頼人 個人名又は法人名 住所	フリガナ			取納印または振替印				
	様							
	(電話) — —							

(注)

- 1 第1片から第3片までは、複写式とする。
- 2 用紙は、縦10.5センチメートルと、横17センチメートルとし、用紙左側に1.5センチメートル以上の余白をとる。

裁判所保管金		保管金受入手続添付書					裁判所提出用		
注意	ご依頼日	平成 年 月 日		電 信 拠			手数料
	振込先 金融機関	銀行 金庫		店	金額	十億	百万	千	円
受取人	預金種目	当座	口座 番号						
	口座名	(フリガナ)				現金			
		(漢字)				内訳			
ご依頼人	(振込依頼番号)					備考	一括納付 (全 件分)		
	年度	符号	番号						
	フリガナ								
個人名 又は 法人名						取扱店 領收印			
住所	〒	(電話) ー ー				※ 領收印のないものは、無効です。			

裁判所保管金			振込金(兼手数料)受取書					依頼人保管用					
ご依頼日 平成 年 月 日			電 信 払				手数料		手数料				
振込先 金 滞 機 間			銀行 金庫		店		金額		十 億	百 方	千	円	
受取人	預 金 日	当 座	口座番号										
		(フリガナ)								現 金			
(漢字)								内 汚					
ご依頼人	フ リ ガ ナ	(振込依頼番号)							備 考			一括納付 (全 件分)	
		個人名 又は 法人名	年 度	符 号	番 号					取 扱 店	領 取 印		
住 所	元 (電話) — —											收 入 印 紙	

注 意

○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

○やむをえない事由による通信機器回線の障害によって振込が遅延するこがあるても、責任を負いません。

(別紙様式第3)

(注意)

複数の保管金を一括して振り込む場合には、この箇所に保管金受入手続添付書(原本)をはり付けた上、次の振込金内訳書に必要な事項を記載して、各保管金提出書とともに提出してください。

振込金内訳書		
保管金提出書 原符番号	事件番号	内訳金額
第号	平成年()第号	円
合計	提出件数	金額

(別紙様式第4)

當 座 預 金 出 納 簡

(記載要領)

- 1 原則として、当日の受払い等の金額をまとめて1欄に記載する。
2 「預金」は、預金1口座の入金額、払戻額及び残高を記載する。
3 「確認済額」は、保管金として受け入れを確認した額、口座銀行に保管金口座への払込みを依頼した額及びその残高を記載する。
4 「確認未済額」は、当口座保管金としての受け入れが未済の額を「増」として、翌日以降受け入れをした額を「減」として、その差引きの累計額を「残高」として記載する。ただし、「減」と記載は1欄を引いて明示する。
5 相手しがある場合には、4と同様に欄を用いて、「預金」の「入金」及び「確認未済額」の「増」の箇所に赤字で粗矢印を記載し、それぞれ差引計算をする。

(別紙様式第5)

平成 年 月 日

〇〇裁判所歳入歳出外現金出納官吏 殿

(請求者)住 所
氏 名 印

振込金返還請求書

〇〇裁判所平成〇年(〇)第〇〇号〇〇〇申立事件について、貴官名義の預金口座に振り
込んで提出した振込金の返還を下記のとおり請求します。

記

- 1 振込年月日 平成 年 月 日
- 2 金額 円
- 3 振込みを依頼した金融機関
- 4 依頼人名
- 5 返還を求める事由



添付書類

- 保管金受入手続添付書 身分証明書
 印鑑証明書 その他

()

(別紙様式第6)

平成 年 月 日

株式会社〇〇銀行(〇〇支店) 御中

(住所)

〇〇裁判所歳入歳出外現金出納官吏
裁判所事務官

印

振込金組戻承諾書

平成〇年〇月〇日付けで、貴店から通知のありました下記の振込金の組戻しについては、
正に承諾いたします。

入金の取消しについては、小切手又は預金払戻請求書を発行いたしませんので、貴店所
定の手続により行ってください。

記

1 振込年月日 平成 年 月 日

2 金額 円

3 受取人名

4 仕向銀行名

5 依頼人名

6 入金年月日 平成 年 月 日

(別紙様式第7)

(表)

(期間入札振込専用)

入札保証金振込証明書			進行番号	平成年度号	地方裁判所支部
入札保証金提出者 (買受申出人)	住所	〒一	事件番号	平成年()号	
	フリガナ 氏名 〔会社等法人の名称、代表者の氏名〕		物件番号	公告書記載の番号	
	電話	()	開札期日	平成年月日	
	返還事由が生じたときは、この保証金は、振込みにより払い渡してください。				
保証金の返還	振込先 金融機関名	銀行 店 金庫	預金種別	普通・当座・通知・別段	
			口座名義人	住所	
請求	口座番号		フリガナ 氏名		
受理	年月日	執行官印	開札の結果	備考	
受入(振込確認) 年月日		出納官吏印		種目	買受申出保証金
払出通知 年月日	主任書記官印	係書記官印	摘要	支払年月日	出納官吏印

割り印

金融機関の証明書(保管金受入手続添付書)のはり付け箇所

入札保証金を執行裁判所の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(原本)を、この枠内にはり付けた上、割り印を押してください。

なお、振込みについては、裏面の注意事項をよく読んで、間違いないようにしてください。

割り印

(裏)

入札保証金の振込みについての注意事項

- 1 入札保証金は、所定の入札期間の満了までに裁判所の預金口座に入金済みとなることが必要ですから、振込みは、なるべく「至急扱い」としてください。
- 2 入札保証金の振込みの取消し又は変更はできません。
- 3 開札の結果、返還すべき保証金は、あらかじめ申出のあった金融機関の口座への振込みによって受け取ることができます。
(注) 振込みによる返還を希望するときは、表面の「振込先金融機関名」及び「口座番号」に記入し、「預金種別」の該当事項を○で印んでください。また、入札保証金提出者(買受申出人)本人と振込先金融機関の口座名義人が異なるときは、「口座名義人」の「住所」、「フリガナ」及び「氏名」に記入してください。
- 4 執行裁判所の預金口座(入札保証金の振込先)は、次のとおりです。

振込先金融機関		銀行	支店
受 取 人	預金種別	信用金庫	
	口座番号		
	(フリガナ)	チサイ	シブ
		地裁	支部

別紙様式第 1

別紙様式第 2

別紙様式第 3

別紙様式第 4

別紙様式第 5

別紙様式第 6

別紙様式第 7